

右の者に対する強盗殺人、死体遺棄被告事件について、当裁判所は、被告人が心神喪失の状態にあるものと認め、検察官及び弁護人の意見を聴き、刑訴法四一四条、四〇四条、三一四条一項本文により、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件公判手続を停止する。

平成五年五月三十一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	大	西	勝	也
裁判官	藤	島		昭
裁判官	中	島	敏	次郎
裁判官	木	崎	良	平